



発行所 福島県会津若松市栄町 会津若松市役所 編集兼発行人 丸山太郎 定価 5.00 2月号

あなたの資産はいくらですか!!

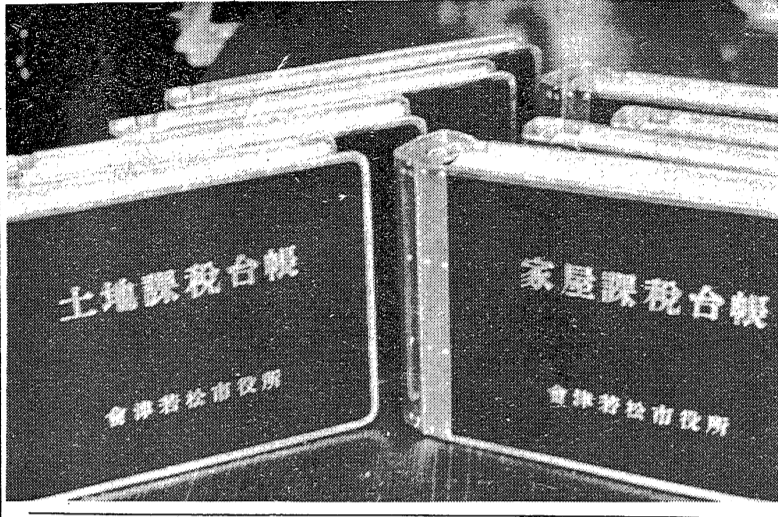
昭和卅一年度固定資産の価格決定

縦覧は三月一日より二十日迄

昭和三十一年度固定資産課税台帳の縦覧は、来る三月一日から、二十日間、市役所財務課と各支所に於いて、一般関係者に供覧する予定ですが、今年度の価格について、その概要を御知らせ致します。

1、土地については、昭和三十年中に地目変更、分筆合筆等の異動がなかつたものは、前年度の価格と変更しません。但し、農地については、御承知の通り、昨年全市に亘って国から示された評点式の方法により、評価換えをした為、個々には二割内外の増減を見られるものも出来ましたが、総額については昨年と変わりがありません。たゞ支所の管轄区域に属する土地については、昨年の価格決定の際、合併前の特殊事情を考慮し、国から指示された価格より約一割内外を下廻りして評価してあるもので、これを今年度の価格で調整した為、約一割程度上昇する事になります。2、家屋については土地の場合と同様、昭和三十年中に、新築、増築、改築等の異動がなかつたものは、前年度の価格を差して評価し、又は異動を示したものを上廻り、あるいは下廻りして評価する事になります。

人口動態		
(1月1日現在)		
世帯数	18,967(+268)	
人口	97,985(+1086)	
現在男	47,042(+392)	
現在女	50,943(+697)	
(12月中)		
出生	181	死亡 97
入籍	288	離婚 272
転居	67	結婚 13



固定資産

この度、以前にも本紙に於て申し上げた通り、地方自治法の改正により、昭和三十一年度の固定資産課税台帳の価格が、昭和三十三年度まで据置かれ、三年間据置されることとなり、その間は原則として不服の申立は出来なないこととなったので、本年度の固定資産課税台帳については、各関係者は一人も漏れなく縦覧されます。尚、お持ち申しております。向参考までに評価の据置についてその概要を述べておきましょう。

据置の理由

土地家屋に對する固定資産税は、昭和二十五年の地方自治法の改正に際し、従来地方自治法に規定された土地、家屋の課税標準を、昭和二十六年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和二十七年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和二十八年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和二十九年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和三十年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和三十一年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和三十二年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和三十三年に改訂されたものと同等の課税標準とする事となり、昭和三十三年の基準年度とす。

農地評價の完了について

昨年七月の本紙上で、農地評価の完了について、御協力をお願い致しました。各関係者の御協力により、農地評価の完了が、本年一月に完了いたしました。農地評価の完了は、農地課税の公平性を確保し、農地所有者の負担を軽減するに資するものと見られております。農地評価の完了は、農地課税の公平性を確保し、農地所有者の負担を軽減するに資するものと見られております。

こんどの価格は 二年間据置されます

戦後我が国の経済事情が部の例外を除いては著しい評価を期待できない結果と認められ、昭和三十一年度及び昭和三十三年度から昭和三十三年度までの三年間、固定資産の価格を据置することとなりました。この期間中、固定資産の価格は据置され、昭和三十一年度及び昭和三十三年度の価格を基準として、昭和三十二年の価格を据置することとなります。この期間中、固定資産の価格は据置され、昭和三十一年度及び昭和三十三年度の価格を基準として、昭和三十二年の価格を据置することとなります。

据置の意義

市役所は固定資産課税台帳の縦覧を、三月一日から三月二十日まで、市役所財務課と各支所に於いて、一般関係者に供覧する予定です。この期間中、固定資産の価格を据置することとなります。この期間中、固定資産の価格は据置され、昭和三十一年度及び昭和三十三年度の価格を基準として、昭和三十二年の価格を据置することとなります。

審査請求の制限

固定資産課税台帳の縦覧は、三月一日から三月二十日まで、市役所財務課と各支所に於いて、一般関係者に供覧する予定です。この期間中、固定資産の価格を据置することとなります。この期間中、固定資産の価格は据置され、昭和三十一年度及び昭和三十三年度の価格を基準として、昭和三十二年の価格を据置することとなります。

評価年度の法定

土地家屋の総合的、全面的に審査請求が行われます。この期間中、固定資産の価格を据置することとなります。この期間中、固定資産の価格は据置され、昭和三十一年度及び昭和三十三年度の価格を基準として、昭和三十二年の価格を据置することとなります。

三月十日は市長選挙

補充名簿登録は二月廿七日、三月一日。市長選挙は三月十日に行われます。この選挙は、市民の代表者を選出する重要な選挙です。市民の皆様は、この選挙に積極的に参加し、市長の選出に協力してください。

補充選挙人名簿の登録申請について

補充選挙人名簿の登録申請は、二月二十七日から三月一日まで、市役所選挙管理委員会で行われます。この期間中、補充選挙人名簿の登録申請を受け付けます。市民の皆様は、この期間中に登録申請を行ってください。

不在投票について

不在投票は、選挙当日、投票所に行けず、投票用紙を封筒に入れて投票することです。不在投票は、選挙当日、投票所に行けず、投票用紙を封筒に入れて投票することです。不在投票は、選挙当日、投票所に行けず、投票用紙を封筒に入れて投票することです。

線外投票を行う投票区域について

線外投票は、選挙当日、投票所に行けず、投票用紙を封筒に入れて投票することです。線外投票は、選挙当日、投票所に行けず、投票用紙を封筒に入れて投票することです。線外投票は、選挙当日、投票所に行けず、投票用紙を封筒に入れて投票することです。

固定資産課税台帳縦覧 3月1日~3月20日

毎日午前8時30分より午後4時30分まで
土曜日の午後、日曜日とも休みません

場所 市財務課及各支所

